

議案第73号

佐久市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する
規程の制定について

佐久市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり制定する。

平成27年11月25日
佐久市教育委員会教育長

平成27年11月 日
佐久市教育委員会

佐久市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

【改正理由】

これは、長野県公立学校職員特別養子縁組休暇実施要領の制定に伴い特別養子縁組休暇について規定するほか、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

佐久市立学校職員の服務に関する規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師」を「長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第2条第1項第6号に掲げる職員」に改める。

第25条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「若しくは第6項」を「、第6項若しくは第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 職員は、特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、特別養子縁組休暇願（様式第21号の2）に特別養子縁組を成立させるための監護をすることを証明するに足りる書類及び養子となる者の生年月日を証明するに足りる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

第26条の次に次の2条を加える。

（自己啓発等休業）

第26条の2 職員は、自己啓発等休業（法第26条の5に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の承認又は期間の延長を申請しようとするときは、自己啓発等休業を開始しようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに自己啓発等休業承認申請書（様式第25号の2）を校長及び教育委員会を經由して県教育委員会に提出しなければならない。

（配偶者同行休業）

第26条の3 職員は、配偶者同行休業（法第26条の6に規定する配偶者同校休業をいう。以下同じ。）の承認又は期間の延長を申請しようとするときは、配偶者同行休業を開始しようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに配偶者同行休業承認申請書（様式第25号の3）を校長

及び教育委員会を經由して県教育委員会に提出しなければならない。
第28条第3項中「第25条第8項」を「第25条第9項」に改める。
第38条第1項中「第7項」を「第8項」に改める。

様式第21号の次に次の1様式を加える。

様式第21号の2（第25条関係）

様式第21号の2（第25条関係）

特 別 養 子 縁 組 休 暇 願

年 月 日

（提出先）学校長

所属名

（所属コード ）

職 名

氏 名 ㊦

（職員番号 ）

下記の者について、特別養子縁組を成立させるための監護をするため 年 月
日から 年 月 日まで特別養子縁組休暇を承認してください。

記

氏 名

生年月日 年 月 日生

（備考）特別養子縁組を成立させるための監護をすることを証明するに足りる書類及び
養子となる者の生年月日を証明するに足りる書類を添付すること。

様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第25条関係）

様式第23号（第25条関係）

休暇（欠勤）承認等状況報告書

番 号
年 月 日

（報告先）佐久市教育委員会

学校長 印

下記のとおり療養（産前産後・介護・特別養子縁組）休暇（欠勤）の承認等の状況を報告します。

記

職員の職、氏名 (職員番号)		
療養 休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
産前 産後 休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
介 護 休 暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
特 別 養 子 縁 組 休 暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
欠 勤	1 前回までに報告した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回報告した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
休暇（欠勤）の事由		

（備考）

- 療養（産前産後・介護・特別養子縁組）休暇（欠勤）が更新された場合は、更新された日数にかかわらず、この様式により報告すること。
- 既に報告した職員の療養（産前産後・介護・特別養子縁組）休暇（欠勤）が短縮された場合は、この様式により朱書きで報告すること。

様式第25号の次に次の2様式を加える。

様式第25号の2（第26条関係）

自己啓発等休業承認申請書

年 月 日

（あて先）長野県教育委員会

所属名
職 名
氏 名 ④
（職員番号 ④）

次のとおり自己啓発等休業を承認してください。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業（2及び3に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2及び4に記入）		
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)	()
		課 程	
		履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	国際貢献活動	活動組織	
		活動国・地域	
		活動分野	
		活動期間	国内訓練
活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで		
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
既に休業している期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 申請理由 (簡潔に記入すること)			

（備考）1 該当する□には、✓印を記入すること。

2 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「国連ボランティア」等を、「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構による派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入すること。

3 この申請書には、大学等の履修又は国際貢献活動の内容及び期間並びにこれらに関する照会先について確認できる書類を添付すること。

様式第25号の3（第26条関係）

配偶者同行休業承認申請書

年 月 日

（あて先）長野県教育委員会 様

所属名
職 名
氏 名
（職員番号 ㊟）

次のとおり配偶者同行休業を承認してください。

1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3、5及び6に記入）	
2	氏名		
	職 業		
	申請時の所属先の名称 （所在地）	（ ）	
	外国滞在の事由		
	外国滞在中の所属先の名称 （所在地）	（ ）	
	外国滞在中の事由の継続する期間	年 月 日から	年 月 日まで
3	職員及び配偶者の外国滞在中の住所 （居所）		
4	申請期間	年 月 日から	年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から	年 月 日まで
	既に休業している期間	年 月 日から	年 月 日まで
6	延長の申請理由		
7	備 考		

- （備考）1 該当する□には、**レ**印を記入すること。
 2 この申請書には、配偶者の外国滞在中の事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、報告すること。
 4 「7 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国滞在中の事由及び職員の休業期間その他参考となる事項を記入すること。

附 則

この規定は、訓令の日から施行する。

新旧対照表

○佐久市立学校職員の服務に関する規程（平成17年4月1日教委訓令第4号）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 前条に定める職員のうち、<u>長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第2条第1項第6号に掲げる職員</u>をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(休暇等)</p> <p>第25条 略</p> <p>2から6 略</p> <p><u>7 職員は、特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、特別養子縁組休暇願（様式第21号の2）に特別養子縁組を成立させるための監護をすることを証明するに足りる書類及び養子となる者の生年月日を証明するに足りる書類を添えて、校長に提出しなければならない。</u></p> <p>8 略</p> <p><u>9 校長は、第4項、第6項若しくは第7項の規定による休暇を承認した場合又は第5項の規定による休暇若しくは前項の規定による欠勤の届を受理した場合は、直ちに休暇（欠勤）承認等状況報告書（様式第23号）により、教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>10 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 前条に定める職員のうち、<u>校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</u>をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(休暇等)</p> <p>第25条 略</p> <p>2から6 略</p> <p>7 略</p> <p><u>8 校長は、第4項若しくは第6項の規定による休暇を承認した場合又は第5項の規定による休暇若しくは前項の規定による欠勤の届を受理した場合は、直ちに休暇（欠勤）承認等状況報告書（様式第23号）により、教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>9 略</p>

新	旧
<p><u>(自己啓発等休業)</u></p> <p><u>第26条の2 職員は、自己啓発等休業（法第26条の5）の承認又は期間の延長を申請しようとするときは、自己啓発等休業を開始しようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに自己啓発等休業承認申請書（様式第25号の2）を校長及び教育委員会を経由して県教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(配偶者同行休業)</u></p> <p><u>第26条の3 職員は、配偶者同行休業（法第26条の6）の承認又は期間の延長を申請しようとするときは、配偶者同行休業を開始しようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに配偶者同行休業承認申請書（様式第25号の3）を校長及び教育委員会を経由して県教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(出勤届等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、第1項の届出により、職員の休暇又は欠勤の期間が短縮されたときは、第25条<u>第9項</u>の規定に準じて報告しなければならない。</p> <p>(校長の休暇等)</p> <p>第38条 校長が、第25条第3項の療養休暇若しくは特別休暇を取得するとき、又は同条<u>第8項</u>の欠勤をするときは、同条第3項又は<u>第8項</u>の書類の写しを教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(出勤届等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、第1項の届出により、職員の休暇又は欠勤の期間が短縮されたときは、第25条<u>第8項</u>の規定に準じて報告しなければならない。</p> <p>(校長の休暇等)</p> <p>第38条 校長が、第25条第3項の療養休暇若しくは特別休暇を取得するとき、又は同条<u>第7項</u>の欠勤をするときは、同条第3項又は<u>第7項</u>の書類の写しを教育委員会に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>2 略</p> <p>様式第21号の2 (第25条関係) 様式第21号の2 (第25条関係)</p> <p style="text-align: center;">特 別 養 子 縁 組 休 暇 願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(提出先) 学校長</p> <p style="text-align: right;">所 属 名 (所属コード) 職 名 氏 名 ㊟ (職員番号)</p> <p>下記の者について、特別養子縁組を成立させるための監護をするため 年 月 日から 年 月 日まで特別養子縁組休暇を承認してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>氏 名 生年月日 年 月 日生</p> <p>(備考) 特別養子縁組を成立させるための監護をすることを証明するに足る書類及び 養子となる者の生年月日を証明するに足る書類を添付すること。</p>	<p>2 略</p>

新

様式第23号（第25条関係）

様式第23号（第25条関係）

休暇（欠勤）承認等状況報告書

番 号
年 月 日

（報告先）佐久市教育委員会

学校長 印

下記のとおり療養（産前産後・介護・特別養子縁組）休暇（欠勤）の承認等の状況を報告します。

記

職員の職、氏名 (職員番号)		
療養 休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
産前 産後 休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
介護 休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
特別 養子 縁組 休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
欠 勤	1 前回までに報告した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回報告した期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
休暇（欠勤）の事由		

（備考）

- 療養（産前産後・介護・特別養子縁組）休暇（欠勤）が更新された場合は、更新された日数にかかわらず、この様式により報告すること。
- 既に報告した職員の療養（産前産後・介護・特別養子縁組）休暇（欠勤）が短縮された場合は、この様式により朱書きで報告すること。

旧

様式第23号（第25条関係）

様式第23号（第25条関係）

休暇（欠勤）承認等状況報告書

番 号
年 月 日

（報告先）佐久市教育委員会

学校長 印

下記のとおり療養（産前産後・介護）休暇（欠勤）の承認等の状況を報告します。

記

職員の職、氏名 (職員番号)		
療養 休暇	1 前回までに承認した療養 休暇の期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した療養休暇の 期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
産前 産後 休暇 欠勤	1 前回までの産前産後休暇 (欠勤)の期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回届出のあった産前産 後休暇(欠勤)の期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
介護 休暇	1 前回までに承認した介護 休暇の期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した介護休暇の 期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
	合 計 (1+2)	日間
療養（産前産後・介護） 休暇（欠勤）の事由		

（備考）1 療養（産前産後・介護）休暇（欠勤）が更新された場合は、更新された日数にかかわらず、この様式により報告すること。

- 既に報告した職員の療養（介護）休暇（欠勤）が短縮された場合は、この様式により朱書きで報告すること。

新

旧

様式第25号の2 (第26条関係)

自己啓発等休業承認申請書

年 月 日

(あて先) 長野県教育委員会

所属名
職 名
氏 名 ⑤
(職員番号)

次のとおり自己啓発等休業を承認してください。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業 (2及び3に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2及び4に記入)	
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地) () 課 程 履修の期間 年 月 日から 年 月 日まで
	国際貢献活動	活動組織
		活動国・地域
		活動分野
		活動期間
	3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に休業している期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 申請理由 (簡潔に記入すること)		

- (備考) 1 該当する□には、印を記入すること。
 2 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「国連ボランティア」等を、「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構による派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入すること。
 3 この申請書には、大学等の履修又は国際貢献活動の内容及び期間並びにこれらに関する照会先について確認できる書類を添付すること。

新

旧

様式第25号の3 (第26条関係)

配偶者同行休業承認申請書

(あて先) 長野県教育委員会 様 年 月 日

所属名
職 名
氏 名
(職員番号) ㊟

次のとおり配偶者同行休業を承認してください。

1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2、3、5及び6に記入)
2	氏名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在の事由	
3	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在中の事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に休業している期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	延長の申請理由	
7	備 考	

- (備考) 1 該当する□には、印を記入すること。
 2 この申請書には、配偶者の外国滞在の事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、報告すること。
 4 「7 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国滞在の事由及び職員の休業期間その他参考となる事項を記入すること。

附 則 (平成27年 月 日教育委員会訓令第 号)
 この規定は、訓令の日から施行する。